

おがさわら人とペットと野生動物が共存する島づくり協議会 令和4年度 事業計画

1. 協議会の事業について

小笠原世界遺産センター動物対処室の管理運営及び施設を活用した事業実施を通じて、「人とペットと野生動物が共存する島づくり」を実現し、ひいては世界自然遺産に登録された稀有な生態系とそこに生息する野生動物を保全することを目的とし、関係機関・団体との協力のもと、(Ⅰ)外来種による被害や人為的影響等を受ける野生動物の保護、(Ⅱ)ペット由来の外来種である飼い主のいないネコ対策、(Ⅲ)ペット由来の外来種を生み出さないための適正飼養の推進、その他目的を達成するために必要な事業を実施する。

2. 部会の事業について

協議会事業を推進するため、以下の部会において、協議会事業の検討を行う。具体的な検討事項、検討方法については、各部会において定める。

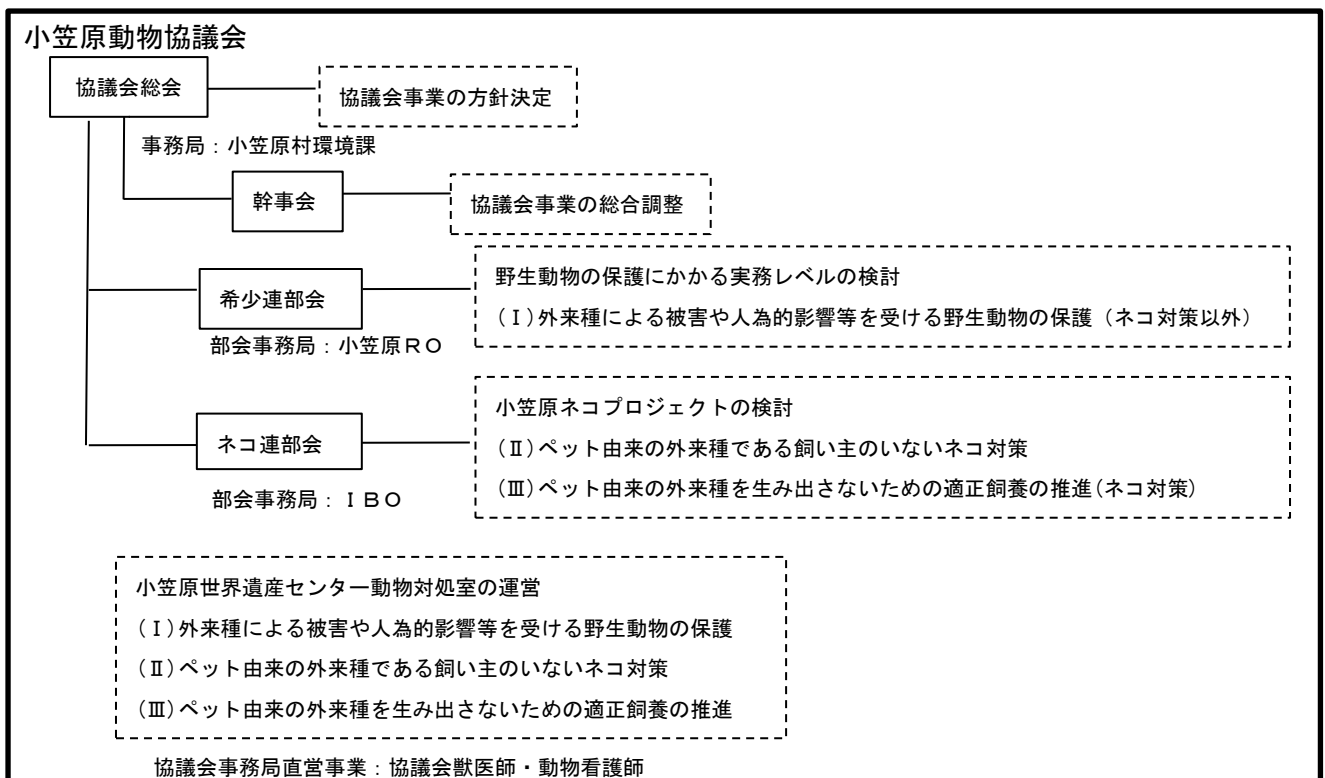
○小笠原希少鳥獣等に関する連絡調整部会（希少連部会）

- ①保護から野生復帰に至るまでの関係機関の連携にかかる実務レベルでの調整
- ②人と野生動物の軋轢の解消を目的とした希少鳥獣等の被害未然防止・再発防止、普及啓発の企画立案・協働実施の検討
- ③その他、野生動物の保護にかかる連絡調整、普及啓発の検討

○小笠原ネコに関する連絡調整部会（ネコ連部会）

- ①小笠原ネコプロジェクト（捕獲ネコの譲渡促進、飼いネコ管理、ノラネコ把握等）の協働実施の検討
- ②小笠原ネコプロジェクトの実施にかかる実務レベルでの調整
- ③小笠原ネコプロジェクトの普及啓発等事業等の企画立案・協働実施の検討
- ④その他、小笠原ネコプロジェクトの実施にかかる連絡調整

<組織図概要>



3. 令和4年度事業計画（案）

（詳細については、各部会で調整・検討を行う。黄色部は、協議会予算化関連事業）

関係会議・事業等	主担当	月												
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
総会	小笠原村		○											
幹事会	小笠原村		○											○
Ⅰ 小笠原希少鳥獣等に関する連絡調整部会	環境省		○						○					
	環境省、東京都、I B O、動物対処室	随時												
	事故未然防止、再発防止対応	各機関・団体	随時											
	普及啓発（※1）	各機関・団体	随時											
	動物対処室運営	協議会事務局（小笠原村）	動物対処室運営事業計画参照											
Ⅱ 小笠原ネコに関する連絡調整部会	I B O			○					○					○
	環境省、I B O、（林野庁）	通年												
	小笠原村、I B O	必要に応じて												
	環境省、I B O、動物対処室	通年												
	東京都	随時												
	東京都獣医師会（各動物病院）	随時												
	小笠原村、動物対処室	随時												
	I B O、小笠原村	通年												
	各機関・団体	随時												
	協議会事務局（小笠原村）	動物対処室運営事業計画参照												
Ⅲ ペット条例の運用（※3）	小笠原村	随時												
	小笠原村、動物対処室、東京都獣医師会	随時												
	協議会事務局（小笠原村）	動物対処室運営事業計画参照												

<普及啓発関係事業予定>

（※1）小笠原希少鳥獣等に関する連絡調整部会で検討（説明会等の実施、イベント等の参加・協力、普及啓発チラシ・ポスター等の作成・配布）

- ・村民だよりによる普及啓発
- ・その他現時点で未定

(※2) 小笠原ネコに関する連絡調整部会で検討(説明会等の実施、イベント等の参加・協力、普及啓発チラシ・ポスター等の作成・配布)

- ・世田谷区動物フェスティバル(東京都獣医師会世田谷支部主催) 開催未定
- ・動物感謝デー(日本獣医師会主催)(対応者:未定) 10月1日開催予定
- ・おがニャンDAY(対応者:島内各機関・団体)
- ・受け入れ病院、飼い主、関係企業等感謝状贈呈
- ・その他現時点で未定

(※3) 小笠原村で検討

- ・対処室の獣医師もしくは飼い主からペットの状況報告(条例に基づいては年1回)を受け、登録個体の飼養状況を把握
- ・ペット条例審議会(年3回程度)にて、犬の適正飼養のあり方・動物の持込み申告・ペットの持込み制限の検討
- ・犬の飼い主との意見交換会(開催時期未定)

(※4) 協議会事務局で検討

- ・イベント(派遣診療を検討中)、講演会等実施(対応者:小笠原村、東京都獣医師会)
- ・各種広報による普及啓発
- ・小笠原小学校1年生・小学校飼育委員会(4~6年生)、母島小学校1・2年生への授業(対応者:小笠原村、動物対処室)
- ・その他現時点で未定

4. 動物対処室運営事業計画

動物対処室の運営を通じて、協議会の事業を推進させることを目的に、以下の取組を実施する他、各普及啓発事業と連携する。なお、令和3年度からは常勤の獣医師と動物看護師に加え、清掃等の用務を委託とすることを検討中。

(I) 外来種による被害や人為的影響等を受ける野生動物の保護に関すること

(1) 傷病鳥獣の治療

○外来種による被害や人為的影響等を受けるなどして保護された傷病鳥獣について、必要に応じて治療を実施。主に希少種(特に個体レベルでの保護が必要な種)を対象とし、その他の種については状況に応じて治療を実施。

母島における応急処置については、母島獣医師不在のため、今後の方針の整備が必要。

(2) 傷病鳥獣のリハビリ補助

○島内でのリハビリが可能な希少動物について、協議会構成団体の施設等におけるリハビリを補助。

(Ⅱ) ペット由来の外来種である飼い主のいないネコ対策に関すること

(1) 捕獲ネコへの対応

- 捕獲ネコが事故等により負傷した際に、状況に応じて一次的な処置を実施。
母島における応急処置については、母島獣医師不在のため、今後の方針の整備が必要。
- 捕獲ネコの一時飼養施設における体調管理（駆虫薬等の処方等）のための技術的な補助を実施
- 一時飼養施設においてネコが罹病した際に、状況に応じて一次的な診察を実施

(2) 島内譲渡ネコへの対応

- 島内譲渡が可能なネコに対して、必要な衛生検査を実施。
- 希望者に対し、譲渡講習会や面談等を実施。

(Ⅲ) ペット由来の外来種を生み出さないための適正飼養の推進

(1) ペットの診療を通じた適正飼養指導等

- ペット診療を通じた飼養状況の把握
父島・母島でのペット診療を通じて、飼い主とペット、適正飼養の状況確認等を行う。
 - ・ペット向け診療 開放日時：毎週 月、水、金 8:30～11:30、13:30～16:30
 - ・母島巡回診療 月1回程度。獣医師が行くことができない場合は、オンラインでの診療を実施する。薬の処方については、対面診療を実施したことがある場合は、オンライン診療での処方を可能とする。
 - ペット診療を通じた適正飼養指導
処置内容に沿ったペット診療を通じて、適正飼養指導を推進するとともに、診療ニーズの把握、受診目的の分析により、今後の処置範囲の検証と適正飼養指導の強化を検討する。
処置内容：健康相談、健康診断（血液検査等）、感染症予防（ワクチン接種等）
避妊去勢手術、マイクロチップ装着、一次診察（外用薬、内用薬の処方含む）
宿泊を伴う処置は原則実施しない。）
- ※母島の飼いネコの避妊去勢手術
去勢手術について、医療安全が確保されると判断された場合は役場母島支所倉庫、その他の場合と避妊手術は対処室で実施としている。

(2) 飼い主の利用促進を図った無料相談の推進

- 電話やオンライン等による無料相談
父島・母島とも、電話やオンライン等による相談を気軽に利用してもらえる環境づくりを推進。父島では、予約・来室しても相談であれば無料であることをPRし、母島では、月1回程度の巡回診療の際に訪問相談も積極的に実施。